第５　特定一階段等防火対象物に設ける避難器具の技術上の基準に係る運用基準

１　用語の定義

本基準における用語の定義は、次のとおりとする。

（１）　改正省令

「改正省令」とは、「平成１５年総務省令第９０号」をいう。

２　規則第２７条第１項第１号の規定に係る特定一階段等防火対象物（以下「特定一階段等防火対象物」という。）に関する取扱いについて

（１）　本号イに定める安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等の取扱い

安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等とは、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う消防用設備等の技術上の基準の細目に係る運用について」（平成１５年６月２４日付け消防予第１７０号。以下「１７０号通知」という。）４で定めるもののほかその他これに準ずるものとして、**外気が流通し、安全が担保された同一フロアの屋上**（別紙１図１参照）等が該当するものであること。

（２）　本号ロで定める常時、容易かつ確実に使用できる状態に関する取扱い

常時、容易かつ確実に使用できる状態とは、１７０号通知４に定めるものをいうが具体的には、**避難はしご（固定はしごに限る。）、避難用タラップ（固定式に限る。）、滑り台、滑り棒**等、避難器具が常時使用できる状態で設置されたものをいうものであること。

（３）　本号ハで定める一動作で容易かつ確実に使用できるもの（以下「一動作型避難器具」という。）に関する取扱い

メーカーが一動作型避難器具として新たに開発したもののほか、従来型の避難器具のうち、一動作で容易に架設できる構造のものとされている**避難用タラップ（半固定式）**、一動作で容易に架設、組み立てできる**横さん収納式の固定はしご（３階以下に設置される場合に限る。）**等が該当するものであること。

３　特定一階段等防火対象物に係る既存防火対象物の取扱いについて

（１）　前２（１）に関する運用

前２（１）で示すバルコニーは、概ね２平方メートル以上であるが、２平方メートル未満のバルコニーであっても手すりその他転落防止のための措置を講じた場合は、本号イに該当するものであること。

又、避難器具の操作面積は、問わないこととするが操作に支障のないものであること。

（２）　前２（２）に関する運用

すでに設置されている避難器具のうち、緩降機については次のアのすべての状態で、つり下げはしご及び避難ロープについては次のイの状態で常置されている場合は、本号ロの状態に該当するものであること。

なお、下記ア（ア）の取扱いにより、緩降機取付金具の改修を行う場合の工事の届出等については、法第１７条の３の２に規定する「設置届出」及び「検査」の処理とする。

ア　緩降機

（ア）　**調速器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ止め金具を確実に締め上げ、容易に取り外せない状態**（別紙１図２参照）で、又は、**支柱を伸長した状態**（別紙１図３参照）で設置されているもの。

（イ）　規則第２７条第１項第３号ロに規定する避難器具の使用方法を表示する標識について、整合が図られていること。

（ウ）　調速器等がほこり等に直接さらされないための措置をする場合は簡単に取り外しできるものであること。

イ　つり下げはしご及び避難ロープ

避難器具本体を格納する格納箱が、**取付部開口部の真下等の直近に固定されている**ものであること。

（３）　その他

ア　すでに設置されている避難器具が、型式失効等により取り替えを要する場合、又は、用途変更等により新たに避難器具の設置義務が生じた場合であっても、（１）又は（２）による取扱いができるものであること。

イ　（１）又は（２）の適用を受けた防火対象物が、延べ面積の１／２以上の増改築等を実施した場合には、新築防火対象物として取扱い、規則第２７条第１項第１号の規定を適用するものであること。

４　改正省令附則に関する取扱い

（１）　既存防火対象物に係る経過措置

規則第２７条第１項第１号に係る経過措置は、改正省令附則第４条において、平成１８年１０月１日までとされ、消防長が特に必要と認めた場合に限り、平成２０年１０月１日まで従前の例によることができるとされているが、本消防本部においては、特定一階段等防火対象物の実態把握の進捗状況及び一動作型避難器具の開発状況等を勘案し、この経過措置の期間を平成２０年１０月１日までとするものとする。

（２）　改正省令附則第５条に関する取扱い

「消防法施行規則の一部を改正する省令附則第５条の規定に基づき、同条の方法を定める件」（平成１５年消防庁告示第２号。以下「２号告示」という。）に基づき、平成１８年１０月１日までに次のいずれかの方法により必要な措置を講じた場合は、規則第２７条第１項第１号の規定は適用しない。

ア　２号告示、第３、１で定める方法
イ　２号告示、第３、２で定める方法

５　その他

(1)　この基準を適用した場合には、支援端末パソコンにその旨を入力しておくこと。

(3)　特定一階段等防火対象物に係る避難器具の関係法令等については、別添を参照すること。

別紙１

第５　特定一階段等防火対象物に設ける避難器具の技術上の基準に係る運用基準

別紙

図１　同一フロアの屋上

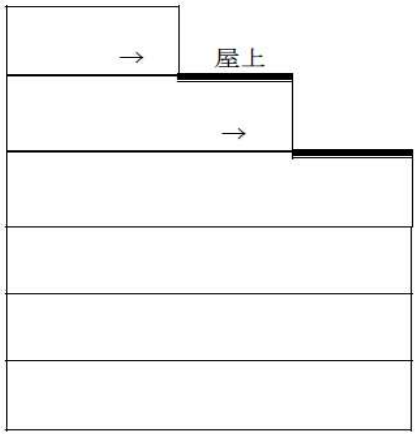

図２　調速器をアーム先端に掛けた状態

屋上 ▬▬▬

※　外気が流通し、安全が担保された屋上等

図３　支柱を伸張した状態

別紙３

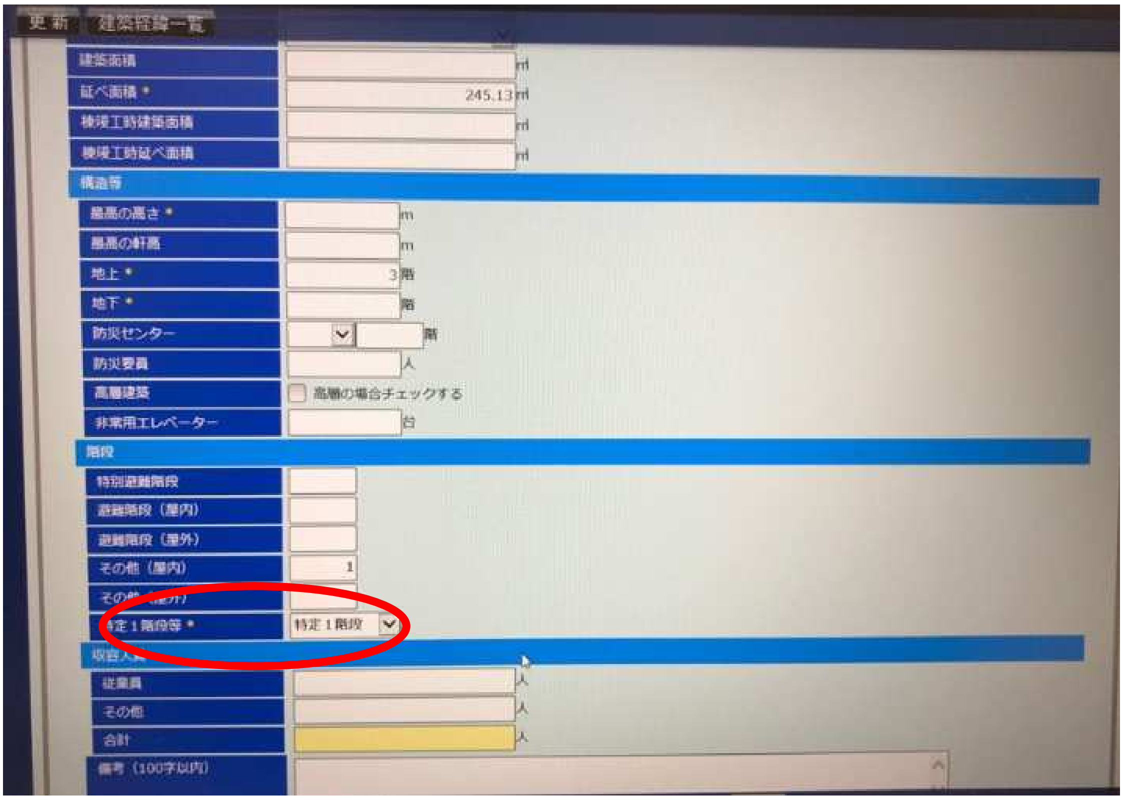
更新
建築経緯一覧
建築面積
㎡
延べ面積 *
245.13㎡
㎡
㎡
構造等
m
m
地上 *
3階
地下 *
階
防災センター
階
防災要員
人
高層建築
高層の場合チェックする
非常用エレベーター
台
階段
特別避難階段
避難階段（屋内）
避難階段（屋外）
その他（屋内）
1
特定１階段等 *
特定１階段
従業員
人
その他
人
合計
人
備考（100字以内）

第５　特定一階段等防火対象物に設ける避難器具の技術上の基準に係る運用基準

別添

特定一階段等防火対象物に係る避難器具の関係法令等

法令の経過	主な内容
Ｈ１５．６．１３　公布 総務省令第９０号 （改正省令） 経過措置　Ｈ１８．１０．１	避難器具の設置基準の見直し等 規則第２７条第１項第１号 （特定一階段等防火対象物の避難器具に関する基準の細目） イ　安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの ロ　常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの ハ　一動作（開口部を開口する動作及び保安措置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの
Ｈ１５．６．１３ 消防安第８９号	（改正省令）の内容を消防庁予防課長が各自治体に通知したもの
Ｈ１５．６．２４ 消防予第１７０号 （運用上の留意事項について）	・　総務省令第９０号のイ又はロの場所又は状態で設置する避難器具は、現行の避難器具で差し支えないこと ・　「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、概ね２平方メートル以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるもの ・　「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいう ・　既存の特定一階段等防火対象物に対しても、「２号告示」の方法によりＨ１８．１０．１までに必要な措置を講じた場合は、改正省令の規定は適用されず、遡及されない
Ｈ１５．９．９ 消防予第２３２号 （執務資料の送付）	一動作で使用できる避難器具の取扱いについての質疑 「緩降機のアームを折りたたんで室内に入れておく等、常時、容易かつ確実に使用できる状態の一動作前の状態で避難器具を設置した場合、規則第２７条第１項第１号ハに適合するもの。」
Ｈ１５．１０．１　公布　施行 消防庁告示第２号「２号告示」 （改正省令附則第５条の規定の基づく、同条の方法を定めるもの）	消防庁長官が定める避難器具適用除外のための方法（要約） １　階段等の部分に連結散水設備を設置すること ２　階段等の部分で火災が発生した場合に、危険な状態になるまえに、当該階に存する者全てが同階の避難器具を用いて避難できることを確かめること （検証）　　※Ｈ１８．１０．１までに検証しなければその後は不可
Ｈ１５．１０．１　通知　施行 消防予第２４８号 （２号告示に基づく方法について）	避難器具が設置されている階ごとに、検証方法（１）～（４）のすべてを満たしていることを確認する必要がある （内容省略）
Ｈ１６．３．２２　通知　施行 消防予第４７号 （消防予第２４８号に基づく、防火戸の流量係数の変更）	・　防火戸の気密性を高める措置を講じる際の計算式の変更 ・　気密性のある防火戸の考え方